公益認定等委員会だより

第32号　平成26年7月1日発行
公益認定等委員会　発行

移行期間が終了し、公益法人制度が新たな段階を迎えたことを踏まえ、内閣府公益認定等委員会は、公益法人及びその関係者と意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進していきます。
（2、3ページ参照）

※詳しくはp5を御覧ください。

公益法人の活動紹介
36

■公益財団法人 日本海事広報協会

海の恩恵と海事思想の重要性を広く周知・広報することにより、海の恩恵に感謝する心を育む活動に従事する。

目　次

■P2・・・内閣府公益認定等委員会は、「法人との対話」に取り組みます！
■P3・・・スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会について
■P4・・・寄附金による公益活動に向けて「公益財団法人ジョイセフ」
■P5・・・公益法人の活動紹介「公益財団法人日本海事広報協会」
■P6・・・申請サポートに関する情報・その他お知らせ

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社団	764	97	1,149
	財団	1,555	285	954
都道府県	社団	3,280	90	5,559
	財団	3,626	361	3,183
	合計	9,225	833	10,845

（注）公益目的支出計画実施法人　（平成26年6月30日現在）

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/

内閣府

内閣府公益認定等委員会は、「法人との対話」に取り組みます！

1 ■趣旨・目的

特例民法法人の新制度への移行期間が終了し、公益法人制度が新たな段階を迎えたことを踏まえ、公益認定等委員会と公益法人及びその関係者とが、「民による公益の増進」という目標に向けて、意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進していきます。

2 ■具体的な推進方策（例示）

(1)法人関係者との対話 :「ラウンドテーブル」の実施

「民による公益の増進」という共通の目標の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と法人の関係者等が率直な意見交換を行います。

【当面の予定】

■平成26年7月4日(金)
テーマ「寄附文化の醸成その他今後の公益活動の増進に向けた課題と取組」

（参考）
○経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～
（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく。

(2)委員会の場における個別の意見交換

直面する課題や法人の活動を取り巻く状況等を把握するため、公益認定等委員会の場において、個別に法人関係者や有識者と意見交換を行います。

■平成26年5月23日(金)
スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会（詳細次ページ）

(3)法人向け説明会・セミナー等の開催

●テーマ別セミナーその他説明会及び意見交換会の開催

公益認定申請や法人運営全般の中から法人の関心が高いと思われるテーマを取り上げたセミナーを開催します。また、継続的なセミナー以外にも、昨今の法人運営に関わる課題に応じた説明会及び意見交換会を開催します。

●公益認定申請・法人運営に関する相談会の実施

公益認定申請や法人運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する相談会を開催します。

(4)法人訪問

法人の活動実態についての理解を深めるため、委員が法人を直接訪問し、当該法人の活動状況の視察や意見交換を行います。

(5)広報・情報発信の強化

ホームページ「公益法人information」による情報提供等の取組を通じて、広く法人関係者や国民に向けた広報・情報発信を強化します。

スポーツ系公益法人の
ガバナンス確保に向けた意見交換会について

去る5月23日、内閣府公益認定等委員会において、昨年に引き続き、（公財）日本体育協会と（公財）日本オリンピック委員会を個別に招いて、スポーツ系公益法人のガバナンス確保に関する意見交換会を行いましたので、内容を抜粋してお伝えします。

文中表記＝●日本体育協会（日体協） ◆日本オリンピック協会（JOC） ■公益認定等委員会

【加盟団体に対する啓発、選手への対応策等】

● 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を作成し、スポーツ指導者資格を取得するための講習会等の中で、このガイドラインを用いた講習を行っている。また、加盟団体規程の見直しを行い、加盟団体の義務に遵守事項（暴力をはじめとする不適切な行為の根絶に努める等）を追加した。

● これまでは事務局の職員が相談窓口を担当していたが、新たに外部の専門家に委託することを検討している。また、個人からの相談については、それぞれの加盟団体でも相談窓口を設けてもらうことにより、相談者目線での対応に努めている。

◆ 加盟団体の役員及び事務局を対象として、「スポーツ団体マネジメントセミナー」を実施している。当該セミナーに係るアンケート調査は実施していないが、セミナーの継続を希望する意見は聞いている。

■ セミナー等の取組は、継続的に実施することが重要であり、参加者の反応も踏まえ、色々な切口から長期計画で実施していただきたい。

【統括団体として心がけていること】

● 加盟団体はそれぞれ独立した法人であるので、基本的には日体協が全てを指導できるとは限らないが、必要に応じて法人に対し調査等を行っている。

■ 勧告に至る事案まで法人と接すると、公益認定法の考え方について法人に趣旨が伝わっていない場合があることがわかった。JOCには、法律上の権限でなく、他の競技団体と同様の位置づけから呼びかけられるという点に責任と強みがある。

◆ 高い公共性をもって活動に取り組む必要がある。加盟団体とコミュニケーションを取る機会を通じて意見交換を進めていきたい。また、選手を置き去りにした役員同士の内紛が頻発しているが、JOCとしては「アスリート・ファースト」の考え方で対応している。しかし、最後はJOCが選手を守ってくれるだろうという認識で内紛が続いてしまうこともあり、危機感を持たせる必要もある。公益認定法による処分の前に内紛を処理できるとよいが、JOCだけでも限界があるため、行政による指導・監督と連携して取り組んでいきたい。

【2020年の東京オリンピックに向けて】

■ 公益法人制度改革によって、スポーツ団体のガバナンスの問題が顕在化した。2020年の東京オリンピックに向けた対応だけではなく、より長期的な視点で今ある組織を前提とせずに大きな改革を行っていただくことを期待している。

■詳細については、公益法人informationでも掲載しています。https://www.koeki-info.go.jp/koeki/pictis_portal/common/portal.html
トップページの「内閣府からの重要なお知らせ」から御覧になれます。

第4回

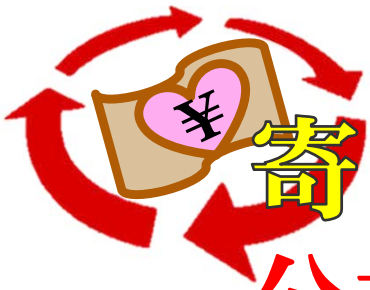

寄附金による公益活動に向けて

公益財団法人ジョイセフ

■ホームページアドレス　http://www.joicfp.or.jp/jp/

公益財団法人ジョイセフは、アジア、アフリカの途上国や、東日本大震災の被災地において、妊産婦と女性の健康を守るための支援を行う国際協力NGOです。

使用済み切手、書き損じはがきの収集や、チャリティーグッズの販売等、様々な手法で広く一般からの寄附を募っています。

■寄附金集めのための広報戦略 －明確な支援イメージ－

ジョイセフは、1968年に設立された40年以上の歴史を持つ団体ですが、長らく国連や国際機関の委託事業を中心に国際支援活動をしてきたために、海外での知名度に比べて、日本での認知度が低いという状況が生じていました。

こうした状況を改め、日本国内でも団体の活動を知ってもらうために、1993年頃から国内での収集ボランティア活動を通じた広報に力を入れるようになりました。

ジョイセフが国内での広報にあたって意識したのは、“他の団体といかに差別化を図るか”でした。例えば、途上国の子ども支援を行う団体が他にもある中、ジョイセフは「新生児を含む妊産婦と女性」を支援対象として明確にすることによって、団体の問題関心を強く寄附者にアピールしていきました。また、パンフレットやチラシでも、悲しそうな顔をした子どもの写真ではなく、「貧しくても力強く生きていく笑顔の母と子」の写真を用いることによって、ジョイセフならではのイメージやメッセージを打ち出していきました。

このように、支援対象を絞り明確にしたことで、寄附者からは「寄附が何に使われるかがわかりやすいから、安心して寄附できる」という声が聞かれたそうです。自分たちが「何をやろうとしているのか」を明確に広報していくことは、寄附を集めていく上で不可欠な作業です。

★公益法人の寄附税制についてはこちらを御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

■想い出のランドセルギフト

また、今ジョイセフが力を入れて取り組んでいるのが、「想い出のランドセルギフト」という事業です。「想い出のランドセルギフト」は、子どもたち、特に教育の機会に恵まれない女の子が学校に行けるよう、日本で使われなくなったランドセルをアフガニスタンに贈る取組で、2004年からこれまでに12万人以上の子どもたちにランドセルを届けてきました。

この事業で注目すべきは、日本の子どもたちが事業を通じて、「物を大切にする心と、輸送費の寄附もつけてアフガニスタンまでしっかり届ける思いやりの心」を学べるところです。6年間の想い出がつまったランドセルを手放すことは、子どもたちにとって重い意味を持ちます。しかしそうした大切なものを実際にアフガニスタンの子どもたちの修学に役立っているのを知ることは、日本の子どもたちに「自分の寄附が人の役に立っている」という強い達成感をもたらします。

「想い出のランドセルギフト」は、単にアフガニスタンの子どもたちへの支援としてだけでなく、日本の子どもたちが「寄附すること」を学ぶ機会にもなっているという点で、参考にすべき重要な取組です。しばしば日本は欧米に比べて、寄附をする習慣が浸透していないと言われますが、このように「人の役に立っている」という達成感を子どもの頃から積み重ねていくことが、寄附する習慣が根付くためにとても大切なことなのかもしれません。

（文責：公益認定等委員会事務局）

★募集！
公益認定等委員会だよりでは、寄附集めについて積極的に取り組んでいる法人を紹介してまいります。貴法人の創意に基づく取組を紹介してみませんか？是非御応募ください。
＜問い合わせ先＞（TEL）03-5403-9524
（メール）koeki-info@cao.go.jp

～公益財団法人日本海事広報協会～
内閣府認定

■乗船ウォッチングで船の説明を聞く子供たち

四面を海に囲まれた海洋国日本は、はるかな昔から、文化の伝来、人の往来や物の輸送、産業や生活など、あらゆる分野にわたりさまざまな海の恩恵を受けてきました。

海に関わる海事産業は、わが国の経済・社会、そして私たちの生活を支える大切な基幹産業の一つです。日本海事広報協会は、昭和38年の創立以来、上述の海の恩恵と海事思想の重要性を広く周知・広報することにより、海の恩恵に感謝する心を育むとともに、海事産業の振興に資することによって海洋国日本の繁栄の一助となるよう、さまざまな活動を行っています。

■活動内容

●海事知識啓発事業

青少年の、海洋、海運、船舶、造船、港湾、港運、海洋環境など海事分野への関心を高め、これらへの理解が深まるよう、全国各地で海事博物館、造船所などの海事施設の見学会、各種船舶による乗船ウォッチング（体験乗船）を実施するほか、船の絵画や海運などの取材による新聞制作のコンクールを行っています。

このほか、一般向けの海事資料や海事情報誌を制作して教育機関や公共図書館などに、また、学習資料を制作してイベント参加者などに配布しています。

学習資料等は、当協会のホームページでも公開しています。

■ミス日本「海の日」と『海の総合展』

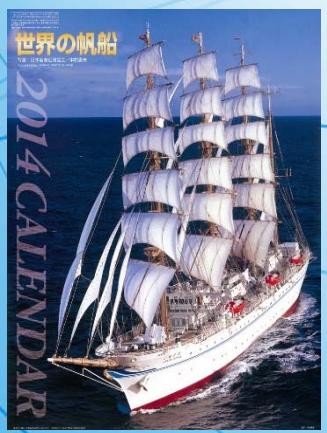

●出版事業

海事知識啓発に役立つ各種出版物を発行し、販売しています。

船員と海運をめぐるさまざまな動きを伝える旬刊紙「海上の友」や雄大で美しい帆船の写真を使用した「世界の帆船カレンダー」などを発行しています。

■「海フェスタおが」記念式典（写真提供・秋田県男鹿市）

●「海の日」広報事業

「海の日」の意義（海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日）が広く一般に、深く理解され、定着するよう、「海の日」のポスターを制作し、配布するほか、平和で美しい海を次世代に引き継ぐための「海の日」内閣総理大臣メッセージの紹介、「海の日」・「海の月間」行事予定の情報を提供しています。

また、全国主要港湾都市または地域で開催される「海フェスタ」では、地方自治体と連携して、海の大切さや海事産業の重要性を広く一般に紹介しています。

そのほか、ビーチウォーク＆クリーンアップ大作戦では、全国11の地方海事広報協会や地方自治体等の協力を得て、「海の日」を中心に全国の海岸で一斉美化運動を呼びかけ、海洋環境保全の大切さを訴える活動を行っています。

■ホームページアドレス　http://www.kaijipr.or.jp

公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様**は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

＜窓口相談＞（要事前申込）

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※8月の窓口相談は、7月8日（火）まで募集中です。

（電話）03-5403-9558
（FAX）03-5403-0231
（メール）sodan-juri@cao.go.jp

＜電話相談＞

専門相談員による電話相談を実施しています。

（☎）03－5403－9669
（時間）平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

＜民間の専門家を活用した相談会＞
（要事前申込）

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。7月の開催日程は下記のとおりです。（詳細は公益法人informationを御覧ください。）

●7月15日（火）アーバンネット大手町ビル（東京都千代田区）申込締切：7月8日（火）

■その他のサポート■

＜業態別説明会への講師派遣＞（要事前申込）

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

（電話）03-5403-9558
（FAX）03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催■（要事前申込）

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、当事務局職員がテーマごとに解説します（1回1時間半程度）。

次回は「公益法人の役員等の役割と責任」をテーマに、7月17日（木）に開催します。

申込締切：7月15日（火）

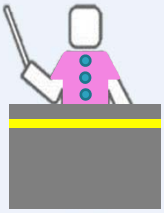

（電話）03-5403-9558
（FAX）03-5403-0231
（メール）sodan-juri@cao.go.jp

募集！ ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、69法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。
活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp